

新湊地区における
不法係留船対策に係る計画書

令和2年3月

富山県土木部
富山県農林水産部

目 次

1	計画策定の目的	1
2	不法係留船の現状等	1
3	係留保管施設の現状	2
4	今後の対策	
(1)	基本方針	2
(2)	規制措置の実施計画	2
ア	河川区域における重点的撤去区域の設定	
イ	港湾区域における放置等禁止区域の指定	
ウ	漁港区域における放置等禁止区域の指定	
エ	規制措置の周知徹底	
オ	所有者への指導・処分	
カ	漁船、観光船、屋形船への対応	
(3)	計画推進のための取り組み	4
ア	広報・啓発、情報提供活動	
イ	体制	
(4)	実施スケジュールの目途	5
(5)	他の水域における対策(高岡地区)	5
(別図)		
図ー1	新湊マリーナの概要	6
図ー2	河川法等に基づく規制手順	7
(区域設定図)		
	・新湊地区 重点的撤去区域、放置等禁止区域の設定予定範囲	

1 計画策定の目的

- (1) プレジャーボート等の船舶の係留については、河川区域においては河川法第 24 条、第 26 条の規定に基づく河川管理者の許可が必要であり、無許可で係留している船舶は不法係留である。
(港湾区域、漁港区域については、区域又は物件を指定し、公告後において放置された場合不法係留となる)
- (2) 不法係留船は、河川の流下の阻害、栈橋や係留杭等の設置による護岸の損傷、河川工事の実施の支障、増水時や氾濫時における船舶や栈橋等の流出による河川管理施設の破損等、治水上の支障のほか、一般公衆の自由使用の妨げ、油漏れによる水質事故の発生、景観の阻害、エンジンの騒音、迷惑車両による通行阻害等、様々な面で河川管理・港湾管理・漁港管理上のトラブルを引き起こす要因となっており、基本的には許可できないものである。
このため、これまで不法係留者の「自主的是正」を期待する啓発活動に取り組んできたところであるが、新湊地区における不法係留は改善が見られないまま現在に至っており、さらに踏み込んだ実効性のある対策が求められている。
- (3) 不法係留は法に基づく撤去措置の対象となるものであることから、不法係留解消のための適正かつ計画的な規制措置の実施を目的に、本計画を策定するものである。

2 不法係留船の現状等

- (1) 令和元年 10 月に実施されたプレジャーボート実態調査では、新湊地区の河川区域に 203 隻(新堀川 74 隻、内川 129 隻(漁船 38 隻含む)、新鍛冶川 0 隻) 不法係留船が確認されている。内川は東橋を境に、東側は河川区域と港湾区域、西側は河川区域と漁港区域が重複しており、河川・港湾区域(東橋より東側)に 62 隻、河川・漁港区域(東橋より西側)に 67 隻(漁船 38 隻含む) 確認されている。
港湾区域は内川整理場(内川河口と新港大橋の範囲)に 7 隻、堀岡船だまりに 0 隻、海岸に 19 隻、漁港区域は新湊漁港に 7 隻確認されている。
- (2) また、内川には、漁船、観光船などプレジャーボート以外の船舶が係留されている。河川区域では、前述のとおり各施設管理者の許可を得ない限り不法係留となるものであり、今後の取扱いの方向性等を当協議会で議論する必要がある。
- (3) 係留形態としては、河岸に栈橋等を設けて係留しているもの、護岸や河川に杭等を打ち込みロープで係留しているもの、樹木やベンチにロープでくくりつけて係留しているもの等があり、増水時には船舶や栈橋等の流出による河川管理施設や許可工作物の破損が懸念される。
また、早朝の出航による騒音や違法駐車に対する苦情がある。

- (4) これまで、所有者への違法性の周知と河川区域外への自主的な移動を目的として、係留禁止看板の設置や警告ビラの貼り付け等による意識啓発活動を行ってきており、近年の係留船隻数は減少傾向にあるものの、依然として230隻を超える不法係留船が確認されており、対策が必要な状況となっている。

○ 不法係留船数の推移

単位：隻

河川・漁港名 \ 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
新堀川	112	104	110	103	102	95	74
内川（東橋より西側）	99	90	88	81	84	72	67
内川（東橋より東側）	93	94	85	83	72	71	62
内川整理場					7	7	7
堀岡船だまり	3	3	3	3	1	1	0
新湊漁港	4	5	6	6	5	6	7
海岸	34	31	26	22	22	19	19
合計	345	327	318	298	293	271	236

3 係留保管施設の現状

- (1) プレジャーボート等の恒久的な係留保管施設については、新湊地区では海老江海浜公園横に新湊マリナー、新堀川河口部にスズキマリナーがある。

新湊マリナーは拡張整備が完成し、398隻の収容余力がある。[図-1]

スズキマリナーには29隻の収容余力がある。

- (2) また、新湊地区に隣接する高岡地区の城光寺マリナーに20隻の収容余力があり、不法係留船の誘導先として期待できる。

4 今後の対策

(1) 基本方針

恒久的な係留保管施設である「新湊マリナー」の拡張に伴い、当該施設等への不法係留船の誘導が可能となったことから規制措置を講じ、行政と関係機関・団体が相互に連携しながら本対策を推進していくものとする。

なお、対策の実施にあたっては、本地区の有する地域特性に十分配慮するため、射水市及び自治会等地域の意向を反映するよう努めるものとする。

特に、内川には、漁船、観光船など射水市の産業、景観、観光などまちづくりに資すると考えられる船舶が係留されている。例えば、施設管理者（県）は、内川での占用を許可することなどにより、係留を可能とする船舶（現行河川法の施行（昭和39年）以前から漁港として停泊されていた漁船や公益性を有する観光船など）の区分やその方法などについて、広く住民・県民の理解が得られる方法を検討するものとする。

(2) 規制措置の実施計画

ア 河川区域における重点的撤去区域の設定[区域設定図]

令和元年10月の実態調査で、新湊地区の河川区域における不法係留の大部分を占める2級河

川内川及び2級河川新堀川において、重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる区域（以下「重点的撤去区域」という）として、下表の区間を重点的撤去区域に設定する。

河川名	重点的撤去区域の設定範囲	参照
2級河川 内川	庄川と湊橋、万葉線鉄橋の区間	[区域設定図]
2級河川 新堀川	河口から白石大橋下流端まで	[区域設定図]
2級河川 新鍛冶川	新堀川との合流点から新鍛冶川橋下流端まで	[区域設定図]

イ 港湾区域における放置等禁止区域の指定[区域設定図]

新湊地区の港湾区域における放置艇数は内川整理場に7隻、堀岡船だまりに0隻、海岸に19隻となっている。

内川・新堀川及び新湊漁港における強制的な撤去措置の実施により、船舶の移動による放置艇の増加が懸念されるため、放置等禁止区域を指定する。港湾区域の放置等禁止区域設定範囲は「2級河川内川の東橋より東側、内川整理場、堀岡船だまり泊地、堀岡泊地、堀岡3号物揚場前面泊地、新湊マリーナ、海老江船だまり泊地」とする。

海岸については、係留禁止看板の設置や警告ビラの貼り付け、パトロール等の対策を強化するものとする。なお、対策の強化にかかわらず不法係留の状況が著しく悪化したとき、必要に応じて強制的な撤去措置を執るものとする。

ウ 漁港区域における放置等禁止区域の指定[区域設定図]

令和元年10月の実態調査では、新湊漁港の放置艇は7隻となっている。

今後は、河川における不法係留船の強制的な撤去措置の実施により、漁港内の空きスペースへの船舶の移動による放置艇の増加が懸念されることから、新湊漁港と2級河川内川の東橋より西側において、放置等禁止区域（漁船以外の船舶がみだりに放置することを禁止する区域）を指定する。

エ 規制措置の周知徹底

規制措置を効率的に進めていくためには、事前に不法係留船の所有者のみならず、関係機関・関係団体等に広く周知することが必要である。

このため、行政、マリーナ事業者等が連携しながら重点的撤去区域の設定と規制措置の周知及び保管施設への誘導を促すための広報を積極的に行うものとする。

オ 所有者への指導・処分 [図-2]

重点的撤去区域及び放置等禁止区域内に不法占用されている船舶・工作物について、所有者の確認作業を進め、所有者が確認できた船舶・工作物から順次、マリーナへの移動や撤去を促し、必要に応じて河川法に基づく監督処分や行政代執行法に基づく代執行の措置等を講ずるものとする。

また、所有者が判明しない不法係留船及び放置されたままの栈橋等の工作物については、河川法に基づく簡易代執行等を実施するものとする。

カ 漁船、観光船、屋形船への対応

河川敷地の占用許可の具体的なルールについては、国の通達により、河川敷地占用許可準則として定められている。また、不法係留船対策の実施にあたり、漁船等の事業の用に供する船舶については、漁港区域との重複区域において船舶係留施設の占用を認めること等の柔軟な対応を行ってもよいとされている。

そこで、漁船、観光船及び屋形船については、占用施設としての実体を確認の上、次のとおり占用を許可することとする。

- (ア) 漁船については、漁港区域との重複区域に限り、船舶係留施設として占用を許可する。なお、許可申請は新湊漁業協同組合がとりまとめて行う。
- (イ) 観光船については、公共的な水上交通のための船着場として既に占用を許可している。
- (ウ) 屋形船については、川の駅の指定管理者の自主事業として運営されており、川の駅管理運営に必要な施設として、指定管理期間に限り、船舶係留施設として占用を許可する。なお、許可申請は射水市が行う。

(3) 計画推進のための取り組み

ア 広報・啓発、情報提供活動

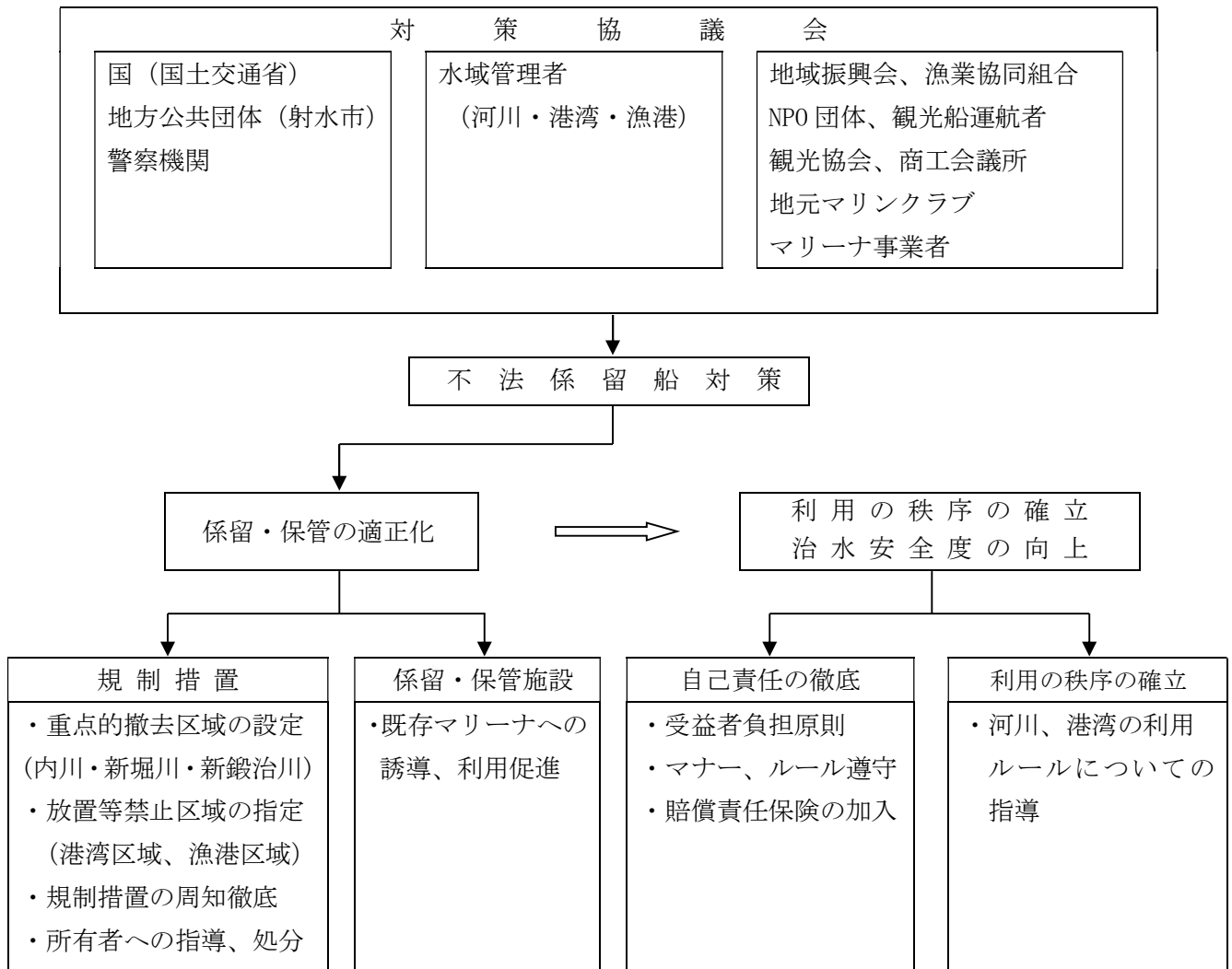
河川・港湾・漁港利用の秩序の確立や係留・保管の適正化を図るためには、不法係留船所有者の自己責任の原則を前提にしながら、河川・港湾・漁港利用のルールやマナーの遵守等について、意識の啓発活動を行っていく必要がある。

このため、不法係留船の所有者に対するチラシ等の作成・配布、行政広報紙等マスメディアを利用したPR等により、マリーナへの移動を促すものとする。

また、マリーナ事業者は、保管施設に係る情報の提供やルール、マナーの遵守等の意識・啓発活動に積極的な役割を果たすことが望まれる。

イ 体制

新湊地区不法係留船対策協議会を活用して、行政、警察機関、地域住民、漁業関係者、利用者団体、マリーナ事業者等が情報交換や連絡調整を行い、連携協力しながら横断的な対策を講じていくこととする。



(4) 実施スケジュールの目途

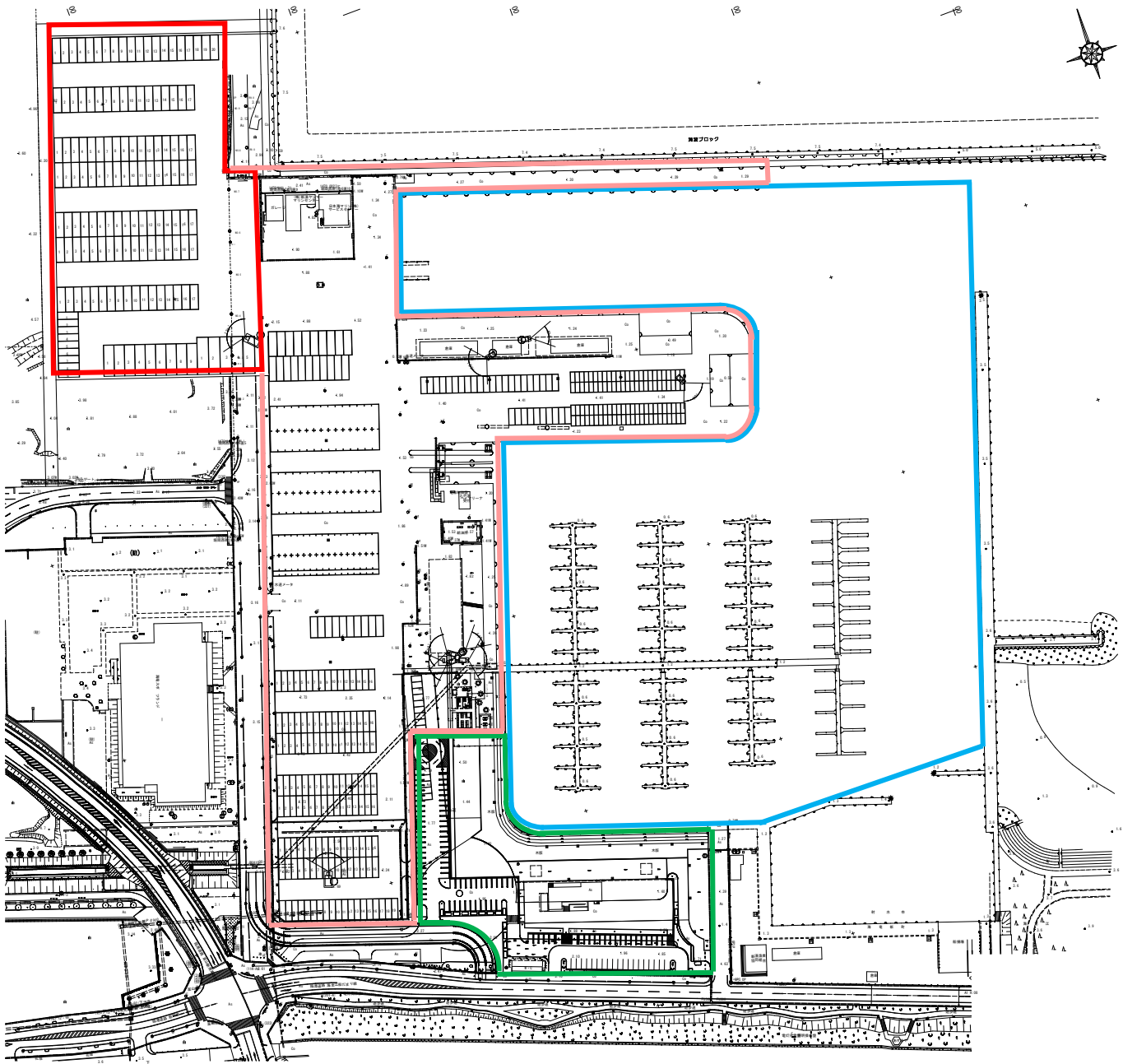
- | | |
|-------------|---|
| ア 令和2年3月 | ・計画の決定、公表 |
| イ // | ・令和2年9月から重点的撤去区域を設定、放置等禁止区域を指定することの公告（予告） |
| ウ // | ・計画周知のための広報啓発活動及び不法係留船所有者等への個別指導（新湊マリーナ拡張エリアの供用開始に係る情報提供等）の開始 |
| エ 令和2年9月 | ・重点的撤去区域の設定、放置等禁止区域の指定 |
| オ 令和2年10月以降 | ・保管施設への誘導を促す個別指導の強化（県の監督処分に従わず撤去を行わない場合は行政代執行を検討） |

(5) 他の水域における対策（高岡地区）

新湊地区に隣接する高岡地区においては208隻の放置艇が確認されているが、同地区には城光寺マリーナに20隻の収容余力しかなく、収容施設が不足している。同地区の放置艇は城光寺マリーナや新湊地区の係留保管施設への誘導による自主的撤去を促すものとする。

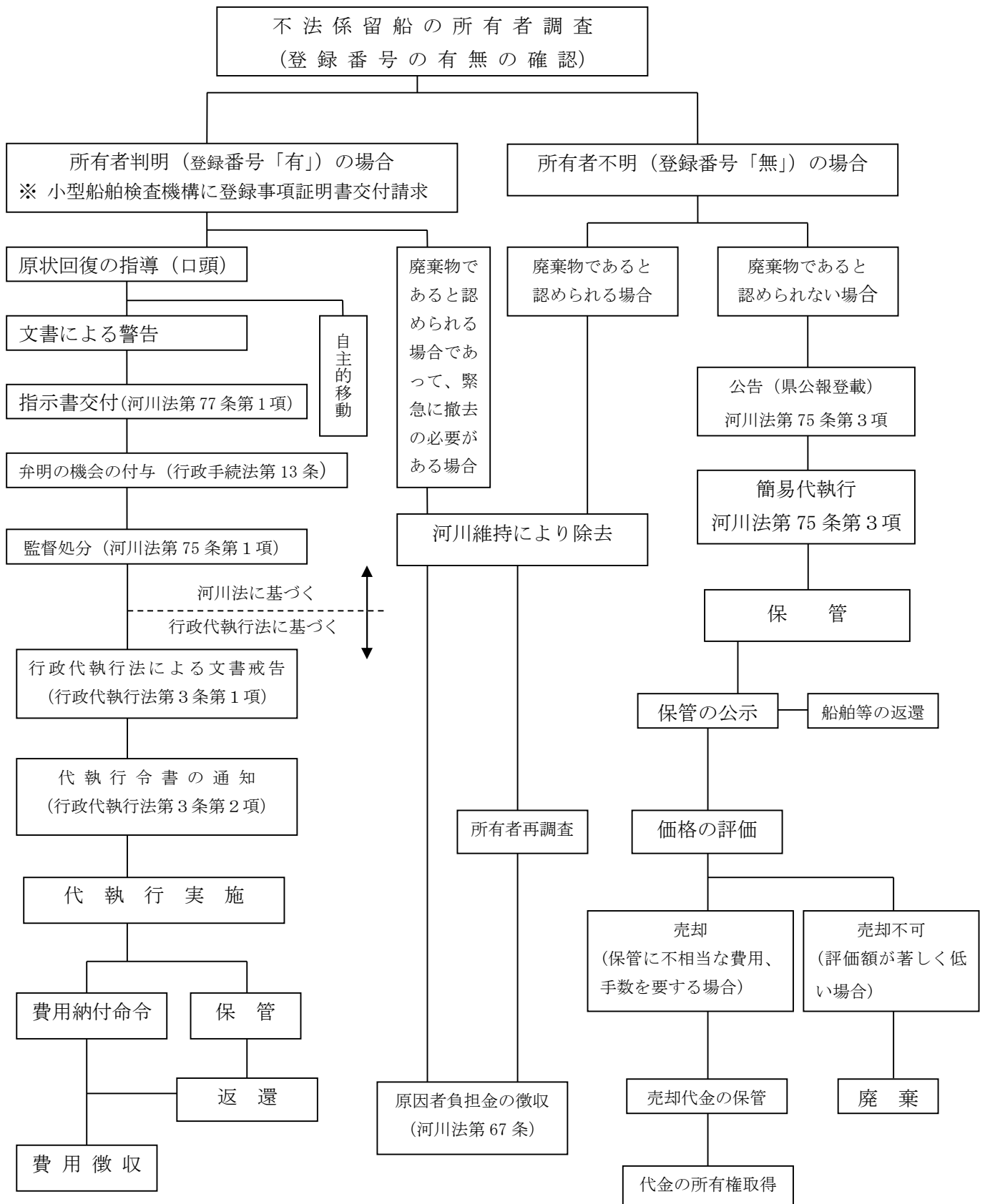
また、新湊地区の対策に伴い同地区への船舶の移動が懸念されることから、係留禁止看板の設置や警告ビラの貼り付け、パトロールの強化等の対策を行うものとする。

図-1 新湊マリーナの概要

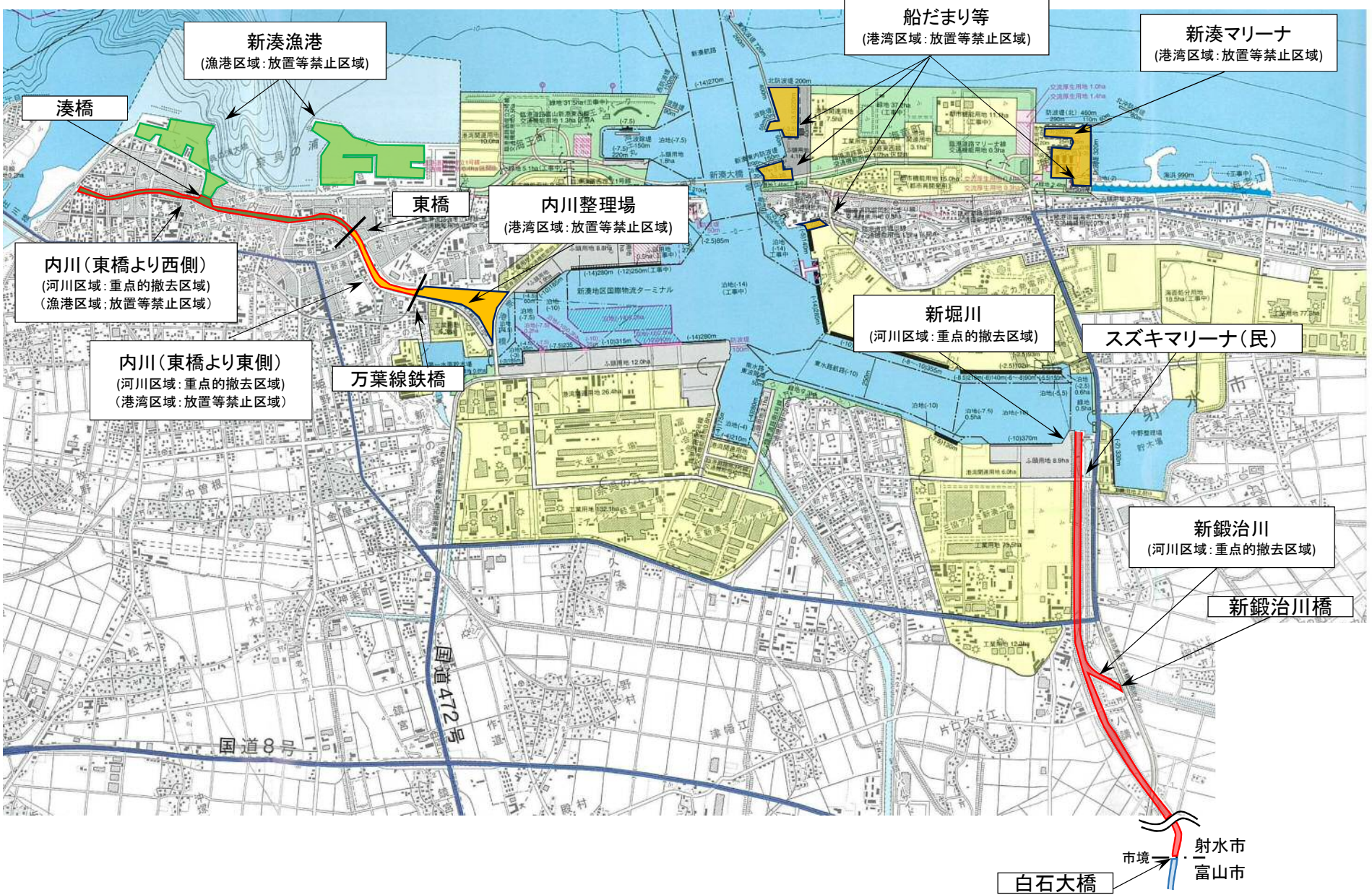


- 陸上保管ヤード (375隻)
- 水上保管ヤード (185隻)
- マリーナ線地
- 平成30年8月供用開始部分 (146隻)

図-2 河川法等に基づく規制手順



【区域設定図】 新湊地区 重点的撤去区域等設定範囲



市境
射水市
富山市